

NO WAR

せんきょ 選挙に行こうよ

あんぽほうせい おさらい安保法制 4つの危険?



ぶりよくこうげきじたいほうかいせい ●武力攻撃事態法の改正

今回の法改正で日本に直接の攻撃がなくても、政府の解釈で集団的自衛権が使えるようになりまし。これまで、「他国からの攻撃があった場合のみ自衛隊が武力を使える」とした個別的自衛権でしたが、「日本に対する直接の攻撃がない場合でも自衛隊が武力を使える」ようになったのです。このことは相手国からしたら、先に戦争を仕掛けてきたのは日本だということになってしまいます。

じゅうようえいきょうじたいほうかいせい ●重要影響事態法の改正

これまでPKOなどをのぞく自衛隊の活動範囲は、日本の周りの地域での後方支援(物品や役務の提供)に限られていましたが、世界中どこへでも派遣ができるとした重要影響事態法に改定されました。他国軍への燃料補給などは「兵たん活動」といわれ、実際には戦争に参加するということになります。



こくさいへいわけんぽうしんせつ ●国際平和支援法の新設

国際平和共同対処事態を制定しました。これは、日本に直接影響がなかったとしても、「国際社会が一致して対応すべき戦争や紛争」なら世界のどこへでも自衛隊を派遣できるものとなっています。

こくれんへいわけんぽうしんせつ ●国連平和維持活動(PKO)協力法の改正

もともと1992年制定のPKO法は復興支援(道路や学校をつくるなど)が中心でした。しかし今回の改正で自衛隊は自分の身を守るための武器の使用ではなく、治安維持活動(他国軍や民間人警護、妨害勢力の鎮圧・掃討)などでの任務遂行のために武器が使えるようになりました。



🗳️ 今回から18歳から投票できます。自分の未来、日本の未来を決める選挙に出かけましょう!